

政策評価調書(24年度実績)

政策名	人権を尊重し共に支える社会づくりの推進	政策コード	I-7	関係部局名	生活環境部、福祉保健部、商工労働部、教育庁
-----	---------------------	-------	-----	-------	-----------------------

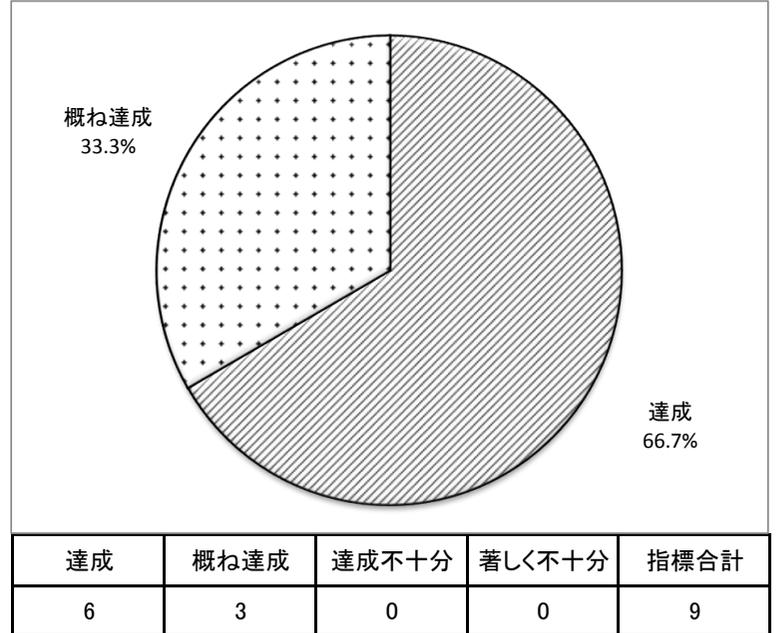
【I. 政策の概要】

人権尊重の意識を醸成する教育・啓発等の実施による一人ひとりが尊重される社会の確立、家庭・地域・職場等における社会制度や慣行の見直し等による男女共同参画社会の実現などを進める。

【III. 政策を構成する施策の評価結果】

	施策名	指標評価	総合評価
1	人権を尊重する社会づくりの推進	達成	A
2	男女共同参画社会の実現	達成	A

【II. 構成施策の目標指標の達成状況】



【V. 政策を取り巻く社会経済情勢・今後の動向】

社会が多様化・国際化する中で、人権をめぐる諸課題はますます複雑化・多様化しており、女性、子ども、高齢者等に対する暴力、虐待、差別、いじめ、各種ハラスメントなどは増加傾向にある。

国連は、1948年の世界人権宣言において、「人権の尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」と明らかにし、これまで、「人権教育のための国連10年」などに取り組んできた。

わが国においても、「国連10年国内行動計画」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえて、様々な取組がなされてきた。

日本固有の人権問題である同和問題は、引き続き解決に向けた粘り強い努力が必要である。また、インターネット上の差別表現の流布や、セクシャル・マイノリティーなどの新たな人権問題に対する対応も求められている。

男女共同参画の実現は、性別による固定的な役割分担意識を解消し、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会を作ることである。特に少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中、女性の労働参加や経営参加を促進し、女性が活躍できる環境整備を推進することは国の日本再興戦略の中でも中核と位置づけられている。今後、より一層、保育の受け皿整備やM字カーブ問題の解消などに向けた各種の施策を講じていく必要がある。

【IV. 評価が著しく不十分となった指標】

指標名	達成率
該当なし	—